

平成 25 年第 8 回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

広島県庄原市議会

教育民生常任委員会

目 次

1 . 生活交通について	1
2 . 放課後児童クラブ・放課後子ども教室のあり方について	6
3 . 所管施設の維持管理について	7
4 . 西城市民病院の4階活用策について	9
5 . 教育における課題について	11
6 . 「障害」の表記のあり方について	17

生活交通について

〔調査事項〕

生活交通について

〔調査方法〕

担当課から聞き取り、質疑
先進地視察

〔調査期間〕

平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 11 月 14 日

〔調査内容〕

1. 庄原市生活交通ネットワーク再編計画について

本市では、誰もが安心して暮らすことのできる持続可能な生活交通ネットワークを構築するため、庄原市生活交通ネットワーク再編計画（計画期間：平成 20 年度～平成 27 年度）を定めている。計画については、見直し基準を設け、随時見直している。

見直し基準

【路線バス】経常収益率 30%未満又は平均乗車密度 2 人未満

【市運行路線】経常収益率 20%未満又は平均乗車人数 2 人未満

目標値

「交通手段がないために外出できなかつたことがよくある」人の解消
見直し基準に該当する系統のうち、通学用ダイヤのない系統数を全系統数の 30%以下とする

計画最終年度(平成 27 年度)の生活交通に係る予算目標を 2 億円としているが、平成 24 年度において約 2 億 5,800 万円という状況である。

見直し方針として、無駄のない予約乗り合いタクシー、地域での自主的な運行、市民タクシーを推進したいが、タクシー事業者数等、地域によって差があるため、一概に統一した方向にはいかない。特に庄原、東城地域のように、複数のタクシー事業者がある地域においては、自治振興区が主体となり行う市民タクシーを推進すべきとの方針である。

財政シュミレーション（再編後の試算）

【庄原市】

項目	運行地域	平成23年度 執行額 (千円)	平成24年度 執行額 (千円)	H24/H23	計画最終年度 (平成27年度) 予算額 (千円)	進捗度 (H24とH27 の対比)	備考
路線バス（2種）補助金	庄原,西城,東城,高野,比和	5,587	2,194	39.3%	5,000	-127.9%	利用促進対策を実施し、対象路線を増やす
路線バス（格上げ等）補助金	全域	96,331	89,844	93.3%	55,000	38.8%	路線の見直し
廃止代替等バス補助金	庄原,西城,東城,高野,総領	74,953	76,839	102.5%	60,000	21.9%	予約運行の導入など運行形態の変更
市街地循環バス補助金	庄原,東城	18,454	17,447	94.5%	15,000	14.0%	路線の見直しによる利用者の増
地域生活バス補助金	庄原,東城	20,825	22,155	106.4%	15,000	32.3%	予約乗合タクシーなど運行形態の変更
市営バス運行委託料	高野,比和,総領	24,051	31,367	130.4%	20,000	36.2%	予約乗合タクシーなど運行形態の変更
予約乗合タクシー委託料	西城,口和,比和	15,791	14,788	93.6%	20,000	-35.2%	地域生活バス、市営バスなどからの変更
市民タクシー事業補助金	平成22年1月から実施	2,470	3,123	126.4%	10,000	-220.2%	地域生活バスなどからの変更。20自治振興区(50地区)を想定
計		258,462	257,757	99.7%	200,000	22.4%	

【会議資料「平成25年度版庄原市生活交通ネットワーク再編計画・実施計画」より抜粋】

2. GISを活用した生活交通の取り組みについて（島根県中山間地域研究センター：島根県飯石郡飯南町）

本委員会では、平成25年11月14日（木）に、島根県中山間地域研究センターを訪問し、藤山浩研究統括監から『地域全体での「合わせ技」を実現しよう～交通分野を中心に～』と題して話を伺った。

人口規模と各分野配置には相関関係があり、分野ごとの人口規模別配置状況を見ると、人口規模の少ないところにガソリンスタンド、小学校などの配置が少なくなるが、小規模エリアにおいても比較的設置されている集落営農、公民館、産直市などが、今後の複合的な地域運営組織の軸、拠点となる必要があるとのことであった。

3. 「せせらぎ号」による輸送活動について（谷自治振興会：島根県飯石郡飯南町）

平成 25 年 11 月 14 日（木）中山間地域研究センターとあわせ、同町の谷自治振興会を訪問し、振興会が取り組む過疎地無償輸送についての話を伺った。

《谷自治振興会輸送活動の概要》

谷地区程原の状況

飯南町谷地区程原は国道 54 号沿いの飯南町役場赤名庁舎から 8 キロほどの距離に位置する。高齢化率は 92%、8 世帯のうち 5 世帯が車のない世帯。

公共交通として週一回電話予約による町営バスが運行されていたが、利用者の減少を受け、平成 21 年 3 月 31 日をもって運行を終了している。

自治会運送主体

谷地区：世帯数 88、人口 245 人（平成 25 年 4 月）

運行形態（無償輸送扱い）

- ・対象者は自治振興会の会員
- ・運賃は燃料費程度（片道 200 円）を会員券の購入により負担
- ・運転手は自治振興会運転手によるボランティア（2 種免許の所持者、または自治会等輸送活動支援事業運転者講習修了者）
- ・自治振興会では車両の修繕代及び事務費等を負担

運行区域

谷地区内及び赤名バス停（最寄りの高速バス停留所）まで

運行日

- ・運行日は平日のみとし、運送時間は原則 9 時から 18 時まで
- ・運転手の手配・乗り合わせの調整等のため、運行は予約により行い、予約は 3 日以上前に必要

県や町の支援（島根県モデル事業）

県：車両購入費の補助、事業の検証・評価にかかる経費の一部補助

町：車両の提供、運行・運営のアドバイス

その他運行に必要な経費は自治会が負担

4. 庄原市における課題について

（1）委員から出された主な意見

- ・生活交通に係る平成 24 年度の執行額を見ると、2 億 5,000 万円かかっており、高額である。タクシー事業者数、自治振興会の力など、地域差があると思うが、無駄のない予約乗り合いタクシー、あるいは地域での自主的な運行、市民タクシーを推進されたい。
- ・庄原市内においては、市営バスなどでカバーできているが、軒先までのサービスはできていない。バス停まで徒歩で移動できない人たちをどのようにして救済するか、また、運転手の高齢化も課題である。
- ・残念ながら、本市では危機感を持っている地域が少なく、谷地区の取り組み

を行政からの提案という形で行ってもうまくいかないと思う。

- ・ 道路交通法の規制が、過疎・高齢化・人口減が極度に進む山間地帯の現状に対応できていない。
- ・ 役所のセクト主義を壊し、住民意識を変えなければ、トップダウンだけではうまくいかない。

5. まとめ

(1) 執行者からの聞き取り及び視察において各委員から出された主な意見

- ・ 交通対策は地域社会にとってまさに生命線である。基本的にはバス路線も市内全地域に配置されるべきだが、予算上の制約から困難である。地域での自主対応制度を創設しても交通事故の発生が懸念され、安定した公共交通サービスの提供という点では不安もある。
- ・ 市行政として、公共交通をどのように位置づけるかを明確にした政策を企画すべきである。
- ・ 庄原市も条件的には谷地区と同様の地域であり、この取り組みを参考にGIS分析マップを作成してみる価値があると思う。そうすれば縦割り補助金を有効に連結でき、また有効な人的配置もできると思う。
- ・ 「縦割り行政」を批判的に指摘する提言に新しさはないが、市が市民意識の啓発を促進しながら、地域の自治力を強める対策を企画すべき。
- ・ 既に、庄原市は自治振興センターを活動拠点にした住民自治を推進しているので、この拠点に有効な地域づくりの実践力を培養することが重要。先進地域を参考にして新たな施策を検討するばかりでなく、現状の力を強化することを意図して対策を講じることが必要。
- ・ 中山間地域は急激な人口減で行政支援が希薄になるため、生活維持(買い物、通院、行政対応)のために地域は多様な企画をするが、縦割り行政の「弊害」がある。これを克服して移動権を保障しなければならない自治体行政は、地域の主体的な取り組みに依存し、施設・資材を提供して地域の取り組みを促すが、地域で創造した制度維持のためには、交通に関する法規制の隙間を活用することになる。地方自治体は、全国自治体組織として中山間地の社会を維持するために、様々な法体系を見直すことを中央政府に提言することが重要。
- ・ 交通空白地帯の交通手段確保については、谷自治振興会のような地域コミュニティ活動の一環とする工夫が必要。(公共交通の限界。まずはモデル的に)
- ・ 地域おこし協力隊制度を有効活用すべき。
- ・ 高速通信網の整備は不可欠。
- ・ 過疎地の交通については、現状肯定にとどまることなく、現地の実情に合わせて、より積極的な対応(登録不要な活動を含む)や国・県への提言が必要。
- ・ 「郷の駅整備構想」を早急に策定し、拠点的・重点的社会資本整備が急務。
- ・ 持続可能な生活交通ネットワークの構築に関わる空白地帯をつくらないためには、地域の実情把握が可能な、地域主体による新たなメニューの策定を行

政が補佐し、その取り組みを支援する体制づくりが必要である。

- ・高齢化率・人口・面積・利用目的・利用頻度・利用者宅の位置など、細かな分析による交通手段の確保が必要である。
- ・交通分野に限定しない、人材、資金、土地、施設を横断した柔軟な「連結決算」の行政の仕組みづくりこそが、これからの中山間自治体を実施すべき施策である。
- ・本市の職員には危機感が感じられない。本気で職員に勉強させるべき。

(2) 本市への提言

増え続ける生活交通対策費を軽減し、住民の利便性を拡大するには「道路運送法における登録または許可を要しない運送」にあたる「運転者と車両の所有者が別」の仕組みを積極的に導入すべき。

【例】所有者：市・社会福祉協議会・NPO法人・自治会等

 運行者：自治会、個人等

自家用有償旅客運送の事務・登録権限が希望する自治体に移譲される予定（平成26年通常国会法案提出予定）であるので、積極的に受け入れて対応すべき。

放課後児童クラブ・放課後子ども教室のあり方について

〔調査事項〕

放課後児童クラブ・放課後子ども教室のあり方について

〔調査方法〕

委員で現状・課題について協議

〔調査内容〕

1．本市の状況について

スマイルこどもプラン〔庄原市次世代育成支援行動計画（後期計画）〕によると、庄原市の労働力人口からみた女性の働き方の変化では、「主に仕事（平成17年74.5%）が増加してきている。そういった現実を支援する側面から、スマイルこどもプランでは、市内全ての学校をカバーするよう「放課後児童クラブ」を基本に、「放課後子ども教室」は、その補完を行う形で事業を実施するとある。

平成25年4月から、市は、これまで小学校6年生までが利用できていた放課後児童クラブの対象を、小学校3年生までと変更した。利用希望者の増加に対して施設や指導員の確保が追いつかないためである。

2．課題について

増え続ける働く女性を支援するために考えられた仕組みである、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」が、行政の都合で利用者を制限することとなっている。このことが、共働き世帯が庄原市で子育てをしていく上で不安感を生じさせていると懸念する。

また、夏期休暇中の指導員は、学校の支援員、特別支援学級の支援員、大学生等にお願いし確保しているが、配慮が必要な児童への対応についての研修はできていないのが実態である。

3．まとめ

放課後児童クラブの受け入れ対象については、低学年に限定せず、地域事情・家庭事情などを考慮して、6年生までの希望者を受け入れる必要がある。そして、現在、公設民営において保育所を運営している事業者等、民間による放課後児童クラブ運営も視野に入れた検討も必要であると考え。また、放課後子ども教室については、これまでどおり、全ての小学生を対象として、地域の歴史、文化などを学ぶ社会教育の場として継続されたい。

所管施設の維持管理について

〔調査事項〕

所管施設の維持管理について
(高野保育所、庄原保育所、庄原中学校)

〔調査方法〕

現地視察及び施設管理者より聞き取り(都市整備課同席)

〔調査期間〕

平成 25 年 7 月 2 日

〔調査内容〕

1. 本市の状況について

高野保育所、庄原保育所、庄原中学校ともに大規模改築を行ったばかりである。
それぞれの施設について、建物の使用状況等を調査した。

《施設概要》

	庄原保育所	高野保育所	庄原中学校
総事業費	10 億 9,000 万円	4 億 2,000 万円	33 億 2,700 万円
敷地	約 8,130 m ²	約 7,350 m ²	約 53,320 m ²
構造等	園舎木造平屋約 2,310 m ²	木造平屋約 960 m ²	校舎棟 R C 造 2 階建約 6,751 m ² 特別教室棟 木造平屋建約 698 m ² 屋内運動場棟 R C 造(一部 S 造)平屋建 約 1,976 m ²
規模	定員 200 人	定員 60 人	(最大) 600 人(40 人/教室×5 室×3 学年)
完成時期	敷地造成・外構工事 平成 24 年 9 月完成 園舎建築工事 平成 25 年 3 月完成	平成 25 年 3 月完成	校舎棟・特別教室棟改築工事 平成 24 年 3 月完成 屋内運動場棟改築工事 平成 25 年 2 月完成 敷地整備工事等 平成 26 年 3 月完成予定

2. 課題について

(1) 高野保育所

ペレットボイラーがわずか 3 カ月で故障した

遊戯室に仕切りがない（楽屋として使えない）

玄関横（ポーチのドア付近）に雨が降りこむ

（２）庄原保育所

建物デザインが優先されており、使い勝手が悪い

玄関ポーチから園児靴箱までと給食配膳の動線が重なるため衛生上土足不可となり不便である

ランチルームの反響が大きすぎる

（３）庄原中学校

これからの維持管理の方法について

３．まとめ

高野保育所と庄原保育所に関しては、開所後３カ月しか経過していないが、課題でも触れたとおり、不具合と思える箇所も確認できた。さらに経過を見ながら、改善すべき箇所は改善していかなければならない。庄原中学校に関しては、３カ年にわたる大規模改修がもう少しで完了というところまでできているが、今後も良好な維持管理に努められることを期待する。

西城市民病院の4階活用策について

〔調査事項〕

西城市民病院4階の活用策について

〔調査方法〕

高齢者福祉課長、西城支所長、病院長など関係者と意見交換を行う。

〔調査期間〕

平成25年7月3日

〔調査内容〕

1. はじめに

西城市民病院は、平成20年に認知症治療病棟、療養病棟を閉鎖したため、現在4階が未使用となっており、活用策について検討中である。4階病棟の活用は、西城市民病院と関係課が協議をし、高齢者の福祉的な活用として生活支援ハウスのものとする事とした。

現在、市内の高齢者住宅は41室で、定員48名である。市は、高齢者住宅に関するアンケート調査を、65歳以上2,000人に実施した。1,317名の回答があり、「市が設置する高齢者住宅について、どのように思いますか」という設問に対し、5.7%（75人）が「関心があり入居したい」と回答している。

（1）本市の高齢者住宅の状況

高齢者生活支援施設名称	室数（室）	定員（人）
西城高齢者等生活支援施設 （あんしんリビング）	7	7
東城小規模老人ホーム 有栖川荘	6	6
口和自立支援型グループホーム （永田ハイム）	9	9
高野高齢者生活福祉センター	8	10
比和高齢者共同住宅 （ひまわりの家）	5	10
総領トータルケアホーム ゆう愛	6	6
計	41	48

（2）市が行ったアンケート調査

調査名：高齢者住宅に関するアンケート調査

調査対象者及び人数：平成 25 年 1 月 28 日現在で 65 歳以上の方から無作為に抽出した 2,000 人

調査期間：平成 25 年 2 月 18 日（発送）から平成 25 年 3 月 5 日（返送期限）

回収率：1,342 人（回答率 67.1%）

有効回答率：1,317 人（回答率 65.9%）

2．課題について

4 階部分を高齢者住宅として活用する場合、病院から切り離し、用途変更を行い普通財産にする必要がある。また、施設改修する場合の財源の確保や、管理運営を誰が行うかなど、協議、検討が必要である。

3．まとめ

西城市民病院については、議会側からも経営改革を迫り、2 期連続黒字を達成した。また、4 階活用策についても、病院は、関係課と協議、検討し、高齢者住宅として活用する方向性を出した。高齢化し、孤独死等の懸念も高まる本市の状況をかんがみると、建物を多機能化し、地域の中で暮らせる環境整備の実施は必要であり、積極的に支援すべきと考える。ただ、改修費については、施設に必要な機能を十分に精査し、市民の理解が得られるものになるよう努められたい。

教育における課題について

〔調査事項〕

- ・小中連携教育について（学校訪問：比和小・中学校）
- ・小中一貫教育について（行政視察：高知県梶原町）

〔調査方法〕

比和小学校で英語授業を視察し、比和小学校教頭による概要説明を受けた後、比和小学校校長、比和中学校校長を交え、常任委員会委員との意見交換を行う。

高知県梶原町における小中一貫教育について現地視察を行う。

〔調査期間〕

平成 25 年 10 月 1 日（比和小・中学校）

平成 25 年 11 月 5 日（高知県梶原町）

〔調査内容〕

1．本市の状況について（小中連携教育の取り組み）

現在、本市において小中連携教育を実践しているのは比和小学校と比和中学校のみである。比和の場合は、特に、教育内容だけに留まらず、地域で子どもを育てるという各種取り組みが顕著であり、大いに成果も現れていると感じる。一方、こういった取り組みが可能な地域が他にもあると思われるので、教育委員会の積極的な取り組みを望むものである。（概要は次ページ「平成 25 年度庄原市比和町保・小・中連携教育構想」のとおり）

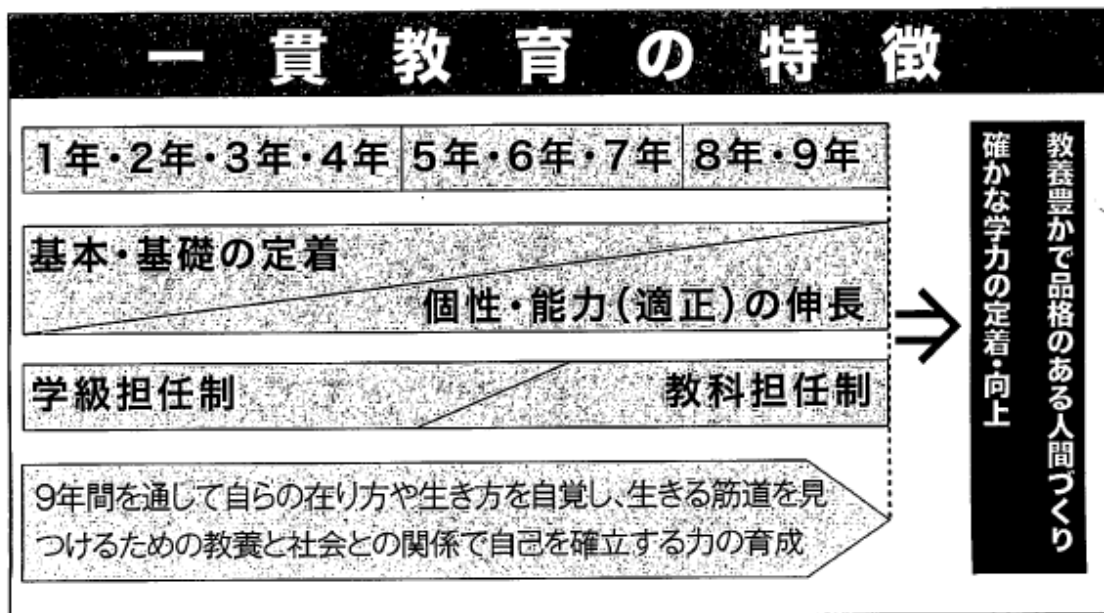
2. 高知県梼原町における小中一貫教育について
 (1) 高知県梼原町における小中一貫教育の概要

6. 梼原町が進める小中一貫教育

義務教育9年間を総合的にとらえ、長いスパンで基礎学力の確実な定着を図るとともに、脳や身体の成長に合わせた指導へ変換する新しい教育「小中一貫教育」を実施します。これによって同時に少子化問題を解消し、異年齢活動による豊かな人間関係づくり、コミュニケーション能力の向上も期待することができると考えます。また、梼原には「人と人の絆」を大事にする心が家族から地域にいたるまで残されています。この良さを生かし、家庭・地域・学校が一体となって教育課題の解決に取り組む体制をつくります。

方針

- (1) 4-3-2のまとまりを大切にした9年間の系統的な教育
 - 国語教育の充実—「読む力」「書く力」「聞く力」
 - 算数・数学のTT(小・中両教諭)方式による授業
 - 英語教育の推進—国際的コミュニケーション力の素地づくり
- (2) 中期(5年)からのゆるやかな教科担任制の導入
- (3) 異学年交流によるコミュニケーション能力の向上、人間関係づくり
- (4) 学習規律とキャリア教育を9年間系統的に行うカリキュラムの作成
- (5) 9年間に応じた、家庭・保護者のカリキュラム作成
- (6) 学校支援地域対策本部による地域のサポート体制の確立



【視察資料「梼原の小中一貫教育ビジョン」より抜粋】

(2) 各委員から出された意見(参考となった事項)

- ・町のめざす人間像である「栲原人」の育成のため、子どもを取り巻く課題を見極め、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割を担うことにより、子どもをみんな育てていく取り組みの推進。
- ・幼児教育の重要性から、小学校入学前までに、つけておかなければならない力について、保育所との定期的な会議の実施。
- ・幼児教育アドバイザーの設置。
- ・幼児教育(保育所を含む)を教育委員会で所管。
- ・「小中一貫教育推進基本計画」を定め、一貫教育推進の基本を確認している。
- ・「自立支援ノート」(小1~中3)により、生活習慣、家庭学習習慣の定着を図っている。
- ・「学校支援地域本部事業」により、学校支援組織が充実している。
- ・「一貫教育支援センター」を設置し、教員に対する指導助言、指導力の向上を図っている。
- ・全町一体となった「教育の町」への取り組み。
- ・行政としてその町の子どもたちをどのように育てるのかという基本姿勢が確立されていた。
- ・高学年の生徒が低学年の生徒の面倒をよく見ており、優しい。いじめも少ないことも特筆すべきである。
- ・小学校と中学校の教員が同室で執務し、常に情報交換を行い、連携が取れていた。また、生徒のスムーズな進級につながっている。
- ・問題行動に対して小中教職員全員で取り組むシステムが構築されている。
- ・中学生による小学生への読み聞かせ、小中一緒に掃除等、思春期の不安定な感情を和らげる効果があるように思える。
- ・小中一貫教育ビジョンの発想は、現町長であり、強力なリーダーが教育町政を牽引している。
- ・個々の児童生徒の把握が深くなることが成果につながる。

3. 小中一貫教育の課題について

(1) 各委員から出された主な意見

- ・中1ギャップは少なくなるが、大きな地域の中(社会)に入ったときのギャップが新たに生まれないようにする課題がある。
- ・保育所から中学校までの全期間を同一集団で過ごすことへの対応。
- ・数校の小学校と中学校を統合、一貫校とした場合、通学距離やその所要時間などを考えると、学習時間が削られることも考えられる。子どもへの負担感があるのではないか。
- ・一度人間関係が壊れるとその関係が9年間続く可能性があり、その対応には大変な労力を要する。教職員の力量によるところが多く、生徒の今後を左右することを考えると先生のスキルアップの場も必要ではないか。
- ・小中一貫教育について、教育制度としての位置づけは、文部科学省でも確立して

いない。このことから、自治体首長の教育方針として小中一貫教育が実行されて成果が獲得されても、教職員人事は県教育委員会が掌握しており、この分野での教職員の経験が蓄積されにくい。教職員の希望も尊重すべきだが、長期間、一定の教職員配置が必要である。

4. まとめ

(1) 各委員から出された主な意見

- ・比和小・中との連携教育を視察したが、9年間を見通したカリキュラムを立てるには、一貫校が望ましい。ただし、支援システムの確立と地域住民の方々の了承が重要であり、今後の入学児童数の推移も大いに関係する。高野地域においても同じである。また、教職員の研修・資質の向上も重要課題である。
- ・幼児教育（保育所、幼稚園）を教育委員会所管とする。
- ・「幼・小・中一貫教育推進計画」を策定し、統一目標を確認する。
- ・小規模校からモデル的に実行する。
- ・「学校支援組織」を育成する。（PTA だけでは不十分）
- ・「教育」をまちづくりの基本に位置づける。
- ・庄原に生まれた人間をどのような人間に育て上げるのかという一貫したものが必要である。一貫校にしなくても、理想とする人間像を作り上げるために、いつの時代に何を教えるのかの指針を持たなければならない。
- ・比和小中、高野小中、総領小中ではすぐにでもできるのではと思う。校舎が別々であっても一貫校は可能と考える。
- ・一貫校には問題点も存在するが、それ以上に成果を期待できる部分が多い。できるところから、連携より一段踏み込んだ一貫校を導入すべきである。
- ・庄原市が行政方針として、小中一貫教育を推進する場合、健康管理を中心とした管理体制の実績から学び、教育内容の一貫性を保障することが不可欠である。保育所と小学校との連携をより強化し、女性児童課と教育指導課との連携を深める対策が必要である。

(2) 本市への提言

比和小学校・中学校の連携教育については、庄原市内であまり認知されていないが、評価すべき取り組みである。現在本市は小中連携教育の域を出ていないが、学力向上等、連携教育による一定の効果は認められる。さらに連携を深め、建物は別であるが、教育の連続性に重点を置いた小中一貫教育に取り組まれることが課題である。

今後は、本格的な小中一貫校をめざしてさらなる研究を行ってほしい。地域の皆さんとの一体的な総合教育の実践こそが、小規模校の未来の姿とも考える。

本委員会として、次のとおり提言する。

「幼・小・中連携（一貫）教育基本計画（仮称）」を定めて、全市統一的な推進を図るべき。

「ふるさとが語れる子ども」を育てるには、地域教材読本（例：梶原のくらし）が必要。

P T Aとは別に地域のサポート体制（例：栲原学校支援対策本部）が必要。
幼児教育（保・幼）を教育委員会所管としたほうが好ましい。
教育は「予算はなくてもできる」というものではない。より積極的な対応が必要。

「障害」の表記のあり方について

〔調査事項〕

「障害」の表記のあり方について

〔調査方法〕

担当課から聞き取り、質疑

〔調査期間〕

平成 25 年 9 月 2 日～平成 25 年 10 月 15 日

〔調査内容〕

1. はじめに

「障害」という漢字表記については、これまで色々と議論されている。国は法律や省令などに「障害」という漢字表記を現在も使用しているところである。しかしながら、全国の自治体をはじめ、企業やマスコミなどでは積極的に「障がい」という表記を使ってきており、本市としても「障害」を「障がい」と表記すべきではないかという意見があり、今回の調査事項としたものである。

2. 本市の方針及び国・県等の状況について

(1) 「障害」表記についての市の方針

国に準じ、「障害」と表記する

国・県の方針が決まれば、表記の変更、維持を判断する

(2) 国の表記についての経緯

昭和 24 年	「身体障害者」という言葉が法律で初めて用いられた 法律名に「身体障害者」という言葉が採用される
昭和 50 年代	関係法律の一斉改正により、「障害」の表現について整理
平成 13 年頃	全国の自治体・団体に平仮名表記が広まる
平成 21 年	障がい者制度改革推進本部設置 推進本部内に設置された障がい者制度改革推進会議において、 法令等における障害の表記のあり方に関する検討等を行う
平成 22 年	障がい者制度改革推進会議が提出した障害者制度改革の推進 のための第 2 次意見によると、当面、「障害」を用いる

(3) 広島県の方針

国の結論を待ち、当面「障害」と表記する

(4) 広島県内の状況

広報紙、ホームページ等で「障がい」と表記している市町

6 市町（福山市、東広島市、廿日市市、海田町、安芸太田町、北広島町）

いずれも条例や規則によらず、内規で対応

3．課題について

全国でかなりの数の自治体が「障害」表記を「障がい」表記に変更しており、中には、独自の条例を制定してできる限り「障がい」表記とする自治体も出現している。ただ、庄原市内の当事者団体から変更を求める声は上がっておらず、むしろ、障害者福祉の実質的な施策充実を望まれている。

4．まとめ

最終的には、国の判断で法律中の文言を「障害」から「障がい」に変更されない限り強制力を持つことはできない。しかし、人と人との関係における「障害」、一例を挙げるなら、「中途障害」「精神障害」などは、その状態にある人にとっては、漢字「害」が非常な苦痛であることを理解しなければならない。だが、電波障害などとの区別は必要であり、必要な場合は「障害」を使うべきである。

本市において各課から発信される文章等で使用する「障害」表記は、当常任委員会としては、できる限り、「障がい」表記とすることを求めるものである。